

3 1 大都市圏制度の見直しについて

(財務省、国土交通省)

【内容】

- (1) 中部圏開発整備法を始めとした大都市圏制度の見直しにあたっては、我が国の国際競争力を牽引してきた愛知県を核とした地域を大都市圏として明確に位置づけること。
- (2) 大都市圏が抱える環境、防災、交通などに関する問題の解決や、大都市圏の国際競争力の強化に資する制度を創設すること。
- (3) 大都市圏の国際競争力・活力は、都市間の連携・補完関係のもとに、広域圏により牽引されていることを認識し、各地域の拠点性を高めつつ、広域的な発展につながる制度の維持・拡充を行うこと。

(背景)

- 大都市圏の人口・諸機能の過度の集中による弊害の問題を解決する目的で策定された現行の大都市圏制度（首都圏整備法、近畿圏整備法、中部圏開発整備法）については、都市部への人口・産業の集中抑制の必要性の低下や、各地方ブロックによる「広域地方計画」を地域の意見を踏まえ策定することになったことなどから、制度の見直しが進められ、平成21年12月の国土審議会広域自立・成長政策委員会等の中間とりまとめにおいて、大都市圏政策の方向性に、国際競争力の向上の観点が示された。
- それらを踏まえて、本年5月の国土交通省成長戦略会議の報告や、6月に閣議決定された「新成長戦略」の中で、平成23年度中に、国家戦略的な観点から「大都市圏戦略基本法（仮称）」を制定し（首都圏整備法等を抜本改正）、国が国家戦略として「大都市圏戦略」を策定することが示されており、現在、国において、それらの検討が進められている。
- 愛知県を含む中部圏（9県）については、昭和41年に中部圏開発整備法が成立して以降、大都市圏制度の政策区域に係る財政援助措置等を活用しつつ、圏域内の計画的な基盤整備、拠点整備を進めてきたところであり、世界的なモノづくり産業の一大集積地として、これまで我が国の発展や国際競争力を牽引してきた。
- 今後、この集積を活かした「モノづくりの国際頭脳拠点」として、また、多彩で魅力ある観光資源等の「高い潜在力を活かした国際観光文化立圏」として、愛知県を中核とした地域の強みを最大限に発揮し、アジア新興国の成長を取り込みながら、引き続き我が国の国際競争力の原動力を担っていくためには、国家戦略的な観点から、大都市圏としての明確な位置づけと、当地域の主体的な取組を強く後押しする制度の創設が求められる。

